

守山市市民サービスセンター運営業務

公募型プロポーザル方式提案業者等募集要項

1 業務の概要

(1) 業務名

守山市市民サービスセンター運営業務

(2) 業務場所

守山市播磨田町185番地1 「モリーブ」内2階

(3) 業務内容

市政の動きをはじめ地域情報の積極的な発信により、市民と行政とのコミュニケーションを推進するとともに、市民の利便性の向上を図るため、守山市市民サービスセンター設置規則（平成14年規則第39号）に基づき設置された同センターの運営業務を行うものとする。

具体的な事務については、同センター設置規則第3条による。

(4) 履行期間

平成29年10月1日から平成31年3月31日まで

2 参加資格条件

(1) 滋賀県内に本店、支店または営業所を有する法人またはその他の団体

(2) 平成24年度以降に官公庁での窓口業務における業務委託請負または指定管理者としての実績があること

(3) 法人またはその他の団体（代表者を含む。）が以下の項目に該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体

エ 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体およびこれに類する団体）

オ 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体およびこれに類する団体）

カ 国税および地方税を滞納している者

3 選定条件

原則、参加申込みのあった者で上記2の参加資格条件を満たす者

4 本プロポーザル方式に関する質問書の提出方法、提出期限、および質問への回答方法

- (1) 提出方法 所定の質問書を持参、FAX または電子メールにより守山市環境生活部市民課へ提出する。
- (2) 提出期限 平成 29 年 6 月 26 日（月）まで（左記期間中「土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで」に限る。ただし、最終日は正午まで）
- (3) 質問への回答 平成 29 年 7 月 4 日（火）から平成 29 年 7 月 11 日（火）まで、守山市環境生活部市民課の窓口にて公表する。（左記期間中「土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで」に限る。ただし、最終日は正午まで）

5 プロポーザル方式等の実施概要

- (1) 配布期間
平成 29 年 6 月 15 日（木）から平成 29 年 7 月 11 日（火）まで
- (2) 配布場所
ア 守山市吉身二丁目 5 番 22 号 守山市環境生活部市民課（上記期間中「土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで」に限る。ただし、最終日は正午まで）
イ 守山市ホームページ <http://www.city.moriyama.lg.jp>
- (3) 配布方法
直接または守山市ホームページからのダウンロードによる。

6 参加申込みおよび受付

- (1) 参加申込み
下記7の提出書類を、持参により提出してください。
- (2) 受付場所
守山市環境生活部市民課
- (3) 受付期間
平成 29 年 6 月 15 日（木）から平成 29 年 7 月 11 日（火）まで（左記期間中「土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで」に限る。ただし、最終日は正午まで）

7 提出書類

- (1) 公募型プロポーザル参加申込書
- (2) 参加資格確認書類（発行日から3か月以内のもの。写し可）
 - ・ 法人に係る登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

- ・ 法人の印鑑登録証明書
 - ・ 納税証明書〔国税、県税、および市税に関するすべての税（課税されていない税については除く）について、未納がないことを証明するもの。以下同じ〕ただし、設立後の各税について、一度も税の納期限が到来していない法人については、代表者の納税証明書を提出すること。（非課税の法人にあつては非課税であることがわかる書類）
- (3) 業務実績表（様式2）
- (4) 守山市暴力団排除条例に関する照会に係る同意書（様式5）
- ※ 守山市入札参加資格登録業者は、(2)および(4)の書類は不要とする。

8 本プロポーザル方式の提案書提出期間および提出方法

(1) 提出期間

平成29年7月14日（金）から平成29年8月14日（月）まで（左記期間中「土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで」に限る。ただし、最終日は正午まで）

(2) 提出方法

持参により、守山市環境生活部市民課へ提出する。

9 問い合わせ先、提出先

〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号 守山市役所

守山市環境生活部市民課

電話：077-582-1122（直通） FAX：077-583-9737

Eメール：shimin@city.moriyama.lg.jp